平成２５年（フ）第５０８号
千葉県鎌ケ谷市東中沢２丁目５番17号
債務者　椎名　惠子（旧姓岡野）
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５０９号
千葉県松戸市上本郷364番地の３　アクティ北松戸２―210号
債務者　谷本智恵子（旧姓桐生）
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５１９号
千葉県柏市かやの町２番58号　長谷川コーポ２―202号
債務者　石崎　良子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６３号
石川県小松市串町チ80番地１　エクセル小松206、従前の住所三重県津市久居明神町2754番地１　ウイステリア202、従前々の住所大阪府茨木市五十鈴町５番35号　504号
債務者　漢那めぐみ
1　決定年月日時　平成25年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第７２号
石川県小松市符津町ソ49番地１　レオパレス粟津202号、従前の住所石川県金沢市泉２丁目３番１号
債務者　中村真理子
1　決定年月日時　平成25年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第２０７号
兵庫県宝塚市仁川北２丁目５番１―1101号
債務者　磯中　　洋
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２２８号
兵庫県川西市久代４丁目６番１―309号、前住所大阪府富田林市不動ケ丘町４番８号
債務者　栗本　　忠
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２４３号
兵庫県川西市けやき坂５丁目５番地の１１―1020
債務者　楠本　勝則
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１７２号
兵庫県尼崎市塚口町１丁目５番地の１、前住所兵庫県尼崎市南塚口町２丁目31番７号
債務者　吉田　裕之
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４９７号
兵庫県尼崎市西難波町５丁目８番20―101号
債務者　岡部　理恵
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５３８号
兵庫県尼崎市尾浜町３丁目30番７号　ダイシンオハママンション303
債務者　淵田　正和
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５４６号
兵庫県西宮市常磐町１番27―525号
債務者　平山　敏子
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３３号
徳島県阿南市学原町中西35番地１
債務者　金本　義弘
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２５年（フ）第５８４号
北九州市小倉北区明和町１番23―702号
債務者　吉田麻衣子
1　決定年月日時　平成25年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１１８号
福島県郡山市方八町１丁目５番13号　サンシティ郡山205号
債務者　猪狩　征樹
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第７２９号
神戸市垂水区仲田１丁目８番30号　コーワビル201号、従前の住所神戸市垂水区多聞台３丁目１番51―405号
債務者　大西　幾郎
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７４３号
兵庫県三木市福井２丁目１番12号
債務者　湯浅　禮子
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部